

中部運輸局自動車交通部

令和7年12月19日 定例記者懇談会発表

<お問合せ先>

中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋
TEL 052-952-8037

トラック・物流Gメンによる 「集中監視月間」の取組結果について

国土交通省では、令和7年10月・11月をトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」と位置付け、適正な取引を阻害するおそれのある荷主や元請事業者（以下「荷主等」という。）に対する監視を強化し、様々な取り組みを実施しました。

中部運輸局において、「集中監視月間」の取組を以下のとおり行いましたのでお知らせします。

今後も、適正な取引を阻害するおそれのある荷主等への監視を徹底するとともに、今般「働きかけ」「要請」の対象となった荷主等については、フォローアップを実施し、改善が図られるよう取り組んでいきます。

【中部運輸局における集中監視月間の取組】

- 適正な取引を阻害するおそれのある荷主等に対し、「働きかけ」（73件）、「要請」（2件）を実施（別紙参照）
- トラックが集まる施設において、「公正取引委員会」及び「Gメン調査員」と連携して、トラックドライバーへの聞き取り調査を実施（別紙参照）
- 「公正取引委員会」、「労働局・労働基準監督署」、「Gメン調査員」と連携して、物流改正法や取適法等の周知啓発を行うべく、「合同荷主パトロール」（113件）を実施（別紙参照）

国土交通省では、令和7年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化。これを受け、中部運輸局においても、管内運輸支局、公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関等と連携し、トラックが集まる施設でのトラックドライバーへの聴き取り調査や荷主等の営業所、物流拠点等を訪問し、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、物流改正法や取適法（改正下請法）の周知・啓発活動等を展開。

中部運輸局トラック・物流Gメン「集中監視月間」関係の報道発表

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月2日 14時同時発表

〈お問合せ先〉
中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋
TEL: 052-952-8037
公正取引委員会事務総局中部事務所下請課
TEL: 052-961-9424

「トラックの日」に合わせて
トラックドライバーへのヒアリング
と改正下請法の周知啓発を実施します！

中部運輸局では、トラック・物流Gメンによる「集中監視月間（10月・11月）」の取組の一環として、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に管内各地において別紙のとおりトラックドライバーへのヒアリングを実施するとともに、公正取引委員会事務総局中部事務所と合同で、令和8年1月1日から施行される製造委託等による中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法。以下「取適法」という。）について周知啓発を実施しますのでお知らせします。

トラックドライバーへのヒアリングは、道の駅及びトラックステーションにおいて、トラックドライバーに対して「長時間の荷待ち」「契約にない荷帯業務」「過積載運送の指示・容認」等の違反原因行為の情報提供を呼び掛けています。提供いただいた情報をもとに荷主等への是正指導等に活用させていただきます。

また、取適法については、実施施設の利用者に対して周知啓発を図っています。

※ 取材を希望される場合には、「取材にあたっての注意事項」をご確認のうえ、各地における活動実施日の1営業日前の正午までに別紙実施機関の連絡先までご連絡ください。

《R7.10.2 中部運輸局プレス》

中部運輸局・公取委 合同
「トラックの日」に合わせた
ドライバーヒアリング等実施

Press Release

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会事務総局中部事務所

令和7年10月6日 14時00分同時発表

〈お問合せ先〉
中部運輸局自動車交通部貨物課 神戸、深谷、高橋
TEL: 052-952-8037
E-mail: cht-thgmen076ki.mlit.go.jp
北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 水上、廣川
TEL: 025-205-9154
E-mail: hrt-kamotsuki.mlit.go.jp
公正取引委員会事務総局中部事務所下請課
TEL: 052-961-9424

同時に発表：福井県政記者クラブ、石川県政記者クラブ

中部運輸局・北陸信越運輸局・公正取引委員会
中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査及び改正下請法の周知啓発を実施します！

国土交通省及び地方運輸局では、物流の「2024年問題」に適切に対応し、物流全体の適正化を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づいて、恒常的な長時間の荷待ちの発生などの「違反原因行為」をしている疑いのある荷主等に対して「働きかけ」「要請」等の是正指導を行っています。

このたび、経済圏を一体とする北陸3県における長時間の荷待ちなどの「違反原因行為」に関する情報を収集するとともに、令和8年1月1日から施行される製造委託等による中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（改正下請法。以下「取適法」という。）について周知啓発を行うため、福井県を管轄区域に含む中部運輸局及び石川県・富山県を管轄区域に含む北陸信越運輸局並びに公正取引委員会事務総局中部事務所が合同でトラックドライバーへの聴き取り調査と実施施設の利用者に対して取適法の周知活動を実施しますので以下のとおりお知らせします。

《R7.10.6 中部運輸局プレス》

中部局・北信局・公取委 合同
ドライバーヒアリング等 実施

「集中監視月間」における主な取組み【中部管内】

①働きかけ・要請の実施

全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査（R7.8月実施）やトラック・物流Gメンによるプッシュ型情報収集等にて入手した荷主等による違反原因行為の情報を活用し、違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して働きかけ・要請の実施。

②トラックドライバーへの聴き取り調査（プッシュ型の情報収集）

公正取引委員会、適正化実施機関等と連携して、トラックが集まる施設（トラックステーション、道の駅）におけるトラックドライバーへの聴き取り調査を実施。取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

③合同荷主パトロールの実施

公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関等と連携して、荷主等の営業所、物流拠点等を訪問。荷主等による違反原因行為の未然防止の観点から、物流改正法、取適法（改正下請法）等の周知・啓発を実施。

【参考】Gメン等の関係者が全国から東京に集結、大規模荷主パトロール実施（10/28～29）※中部運輸局、静岡支局からGメン参加

活動の詳細は次頁以降

働きかけ・要請の実施

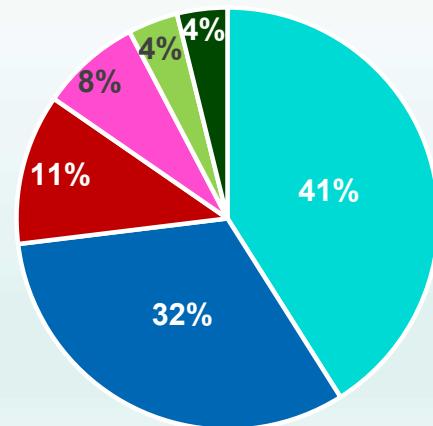
中部運輸局では、トラック事業者への違反原因行為の実態調査やトラック・物流Gメンによるプッシュ型情報収集等で入手した情報をもとに、適正な取引を阻害する疑いのある荷主等に対して「**働きかけ**」を実施。

また、過去に働きかけを実施した荷主等において、依然として違反原因行為をしている疑いのある荷主等に対して「**要請**」を実施。

➤ **要請** : 2件 (荷主 2)

➤ **働きかけ** : 73件 (荷主 57、元請9、その他7)

【違反原因行為の割合】

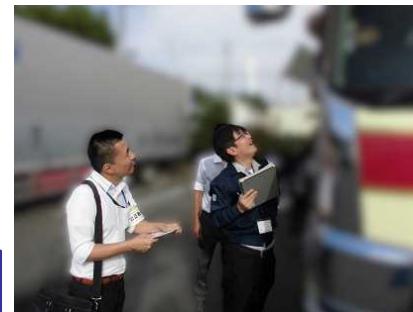


トラックドライバーへの聴き取り調査

公正取引委員会、適正化実施機関と連携

中部運輸局では、10月9日の「トラックの日」の前後の期間に中部管内にあるトラックステーション及び道の駅にて、公正取引委員会及び適正化実施機関のGメン調査員と連携して、トラックドライバーに対する荷主等による違反原因行為に関する聴き取り調査を実施。収集した情報については、トラックドライバーの労働条件の改善や取引の適正化に繋げるべく、荷主等への働きかけ等に活用。

地 域	日 程	場 所	ドライバー 聴き取り人数	違反原因行為件数	違反原因行為の種別
愛 知	令和7年10月8日	名古屋トラックステーション	29人	2件	長時間の荷待ち 過積載運送の指示
静 岡	令和7年10月16日	道の駅「掛川」	39人	-	-
岐 阜	令和7年10月14日	道の駅「月見の里南濃」「クレール平田」	33人	5件	長時間の荷待ち 契約にない附帯業務等
三 重	令和7年10月15日	亀山トラックステーション	50人	4件	長時間の荷待ち 契約にない附帯業務等
三 重	令和7年10月22日	道の駅「いが」	31人	1件	長時間の荷待ち
福 井	令和7年10月9日	道の駅「越前おおの荒島の郷」	11人	-	-



【R7.10.8 名古屋TSヒアリングの様子】



【R7.10.15 亀山TSヒアリングの様子】

《別紙》中部運輸局における「集中監視月間」での取組結果③

関係行政機関等と連携した荷主等パトロールの実施

公正取引委員会、労働局・労働基準監督署、適正化実施機関と連携

地 域	日 程	場 所	連携機関
愛 知	令和7年10月8日	名古屋市の荷主等 (3社)	-
愛 知	令和7年11月4日	春日井市の荷主等 (2社)	-
愛 知	令和7年11月10日	岡崎市・額田郡幸田町の荷主等 (10社)	岡崎労働基準監督署・公正取引委員会
愛 知	令和7年11月12日	江南市・丹羽郡大口町の荷主等 (6社)	公正取引委員会
愛 知	令和7年11月21日	蒲郡市・豊川市の荷主等 (11社)	公正取引委員会・適正化実施機関
静 岡	令和7年10月7日	静岡市の荷主等 (14社)	静岡労働局
静 岡	令和7年10月16日	掛川市の荷主等 (6社)	公正取引委員会
岐 阜	令和7年11月14日	大垣市・不破郡垂井町の荷主等 (14社)	滋賀・奈良運輸支局・公正取引委員会・適正化実施機関
岐 阜	令和7年11月25日	多治見市・土岐市・可児郡御嵩町の荷主等 (9社)	多治見労働基準監督署・公正取引委員会
三 重	令和7年10月15日	亀山市の荷主等 (1社)	公正取引委員会
三 重	令和7年10月22日	伊賀市の荷主等 (15社)	公正取引委員会・適正化実施機関
三 重	令和7年11月6日	津市の荷主等 (11社)	三重労働局・津労働基準監督署・公正取引委員会
福 井	令和7年10月9日	坂井市の荷主等 (1社)	-
福 井	令和7年11月18日	福井市の荷主等 (10社)	福井労働局、適正化実施機関



【R7.10.7 静岡市 荷主パトロールの様子】



【R7.10.22 伊賀市 荷主パトロールの様子】

北陸信越運輸局・公正取引委員会・適正化実施機関との合同Gメン活動

令和7年10月10日（金）に石川県内において、中部運輸局（福井運輸支局を含む。）、北陸信越運輸局（石川・富山運輸支局を含む。）、適正化実施機関（福井・石川県Gメン調査員）、公正取引委員会中部事務所が合同でGメン活動を実施。石川県小松市周辺にて荷主企業15社を訪問し物流問題等に対する啓発活動を実施するとともに、尼御前SAにおいてドライバーへの聴き取り調査を実施（54人に対して聴き取りを実施、うち2件の違反原因行為の情報入手）。



【尼御前SAドライバーヒアリングの様子】



【マスコミ取材の様子】

全国のGメンと公正取引委員会等との合同荷主パトロールへの参加

令和7年10月28日（火）から29日（水）にかけて東京都を中心とする首都圏に全国のトラック・物流Gメンが集結し、公正取引委員会及び適正化実施機関と連携した大規模な合同荷主パトロールを実施。

中部運輸局のトラック・物流Gメンも同活動に参加し、様々な業種の荷主企業や元請事業者を対象に物流改正法やトラック・物流Gメン制度等について周知啓発を実施。

10月28日(火)～29日(水)にかけて、東京都を中心とする首都圏で、全国のトラック・物流Gメンが集結し、公正取引委員会及び適正化実施機関と連携した大規模な合同荷主パトロールが実施されました。中部運輸局のGメンも参加しました。この活動は、物流改正法の改正点や、Gメン制度の周知啓発などを目的として行われました。

【出典：(公社)全日本トラック協会機関紙『広報とらっく』より】



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

同時発表:公正取引委員会

Press Release

令和7年9月26日
物流・自動車局
貨物流通事業課

「トラック・物流Gメン」の体制を強化し、集中監視月間を実施します ～公正取引委員会と連携し、合同荷主パトロールを全国規模で実施します～

- 本年10月・11月を「集中監視月間」と位置づけて、適正な取引を阻害するおそれのある行為をしている荷主や元請事業者に対する監視を強化します。
 - 集中監視月間では、公正取引委員会と連携し、荷主等への合同パトロールを全国規模で実施し、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、改正物流法や来年1月に施行される取適法(改正下請法)の周知啓発活動を合同で行います。
 - 新たに外部チームとして「Gメンアシスタント事務局」を設置し、トラック・物流Gメンが行う活動の総合的なサポートや分析業務を実施することで、荷主等の監視体制の強化を図ります。
- 集中監視月間においては、「トラック・物流Gメン」が本年8月に実施した全トラック事業者に対する違反原因行為の実態調査、令和7年度の倉庫業者に対する寄託者の振る舞いに係る調査及び関係省庁から寄せられた情報などを活用し、トラック事業者、倉庫業者に対するブッシュ型情報収集を積極的に実施します。その結果、違反原因行為等の疑いがあると認められた荷主・元請事業者(荷主等)に対しては、働きかけ等の是正指導を行います。
- また、今回の集中監視月間では、各地方運輸局と公正取引委員会地方事務所等が全国規模で連携し、荷主等の営業所、物流拠点に対する合同荷主パトロールや高速道路のSA・PA等におけるトラックドライバーに対する聴き取り等により、荷主等による違反原因行為の未然防止等の観点から、改正物流法や取適法の周知啓発活動等を積極的に実施します。
- ※各地域の合同荷主パトロール等の具体的な実施日時、実施場所等については、今後、地方運輸局及び公正取引委員会地方事務所等において個別に報道発表を行う予定です。
- このほか、新たに外部チーム(業務委託)として「Gメンアシスタント事務局」を設置し、Gメン活動で得られた情報の調査分析やGメン活動の総合的サポートを行うことにより、「トラック・物流Gメン」による荷主等への監視体制の一層の強化を図ってまいります。
- ※令和7年度は、デロイトトーマツコンサルティング合同会社に業務委託をしています。
- 合わせて、これまで本省及び日本倉庫協会にのみ置かれていた倉庫業者向けの通報窓口について、地方運輸局にも設置することといたします。
- なお、地方運輸局と公正取引委員会の合同荷主パトロールに関連し、全国すべての地方運輸局からトラック・物流Gメンが荷主等の本社や着荷主が多い東京へ集結し、公正取引委員会本局との合同による大規模な合同荷主パトロールを実施する予定であり、その出発式について以下のとおり執り行います。

＜大規模荷主合同パトロール＞

日 時：令和7年10月28日(火曜日)～10月29日(水曜日)
内 容：公正取引委員会と合同による荷主等に対する改正物流法や取適法の周知啓発活動
複数の班に分かれて、都内(荷主拠点及び主要駅本社事務所等を予定)の荷主を個別に訪問
取材申込：同行取材等を希望される場合は、本件お問い合わせ先の担当者まで10月3日(金)までに個別にご相談ください。

＜出発式＞

日 時：令和7年10月28日(火曜日) 11時40分から12時00分まで
場 所：中央合同庁舎2号館共用会議室3A・3B(東京都千代田区霞が関2-1-3)
取材申込：出発式は取材・撮影が可能です。
取材・撮影を希望される方は10月21日(火)17:00までに、以下のとおりメールにて必要事項を記載の上、お申込みください。
件名:【撮影・取材希望】地方運輸局及び公正取引委員会による合同荷主パトロール出発式
本文:氏名(ふりがな)、会社名・所属、連絡先(電話番号、メールアドレス)
送付先:hqt-truck-gmen@ki.mlit.go.jp

【参考】トラック・物流Gメンとは

令和5年7月に創設されたトラックGメンは、長時間荷待ちなど、トラック事業者が法令遵守できなくなるおそれのある行為(違反原因行為)を行っている疑いのある荷主や元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく是正指導を行う部隊です。

令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを「トラック・物流Gメン」へ改組し、物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会の「Gメン調査員」を加えた総勢360名規模に体制を拡充しています。

昨年の集中監視月間(11月・12月)には、「勧告」(2件)、「要請」(7件)、「働きかけ」(423件)の是正指導を行っています。

【問い合わせ先】(全体について)

物流・自動車局貨物物流事業課
トラック・物流荷主特別対策室 秋山、堤
代表:03-5253-8111(内線 41353, 41334)
直通:03-5253-8576
(倉庫について)
物流・自動車局貨物物流事業課 古田
代表:03-5253-8111(内線 41314)
直通:03-5253-8298
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部
企業取引課(執行連携担当) 武田
直通:03-3581-5488